

## 生体認証装置及び生体認証装置管理システムの導入・保守業務について

香川県(以下「本県」という。)では、現在、生体認証装置及び生体認証装置管理システムの導入・保守業務委託が令和 7 年 10 月 31 日に満了することに伴い、来年度、新たに委託契約をすることを検討しており、当該仕様書(案)に対する意見等を招請します。

### 1 仕様書(案)の交付

意見招請に係る資料の交付を希望する事業者は、次の電子申請・届け出システムを利用して、交付申請を行ってください。

#### (1) 電子申請・届け出システムの URL

[https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=7305](https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7305)

#### (2) 交付申請期限

令和 6 年 10 月 10 日(木) 17 時 00 分

#### (3) 交付資料

仕様書(案)

別紙1「システム稼働環境」

別紙2「生体認証装置導入所属一覧」

別紙3「回答票(現行機器等を継続利用しない場合)」

別紙4「回答票(現行機器等を継続利用する場合)」

#### (4) 交付方法

県が申請内容を確認後、当該システムから申込受理通知メールが送付されます。メールに記載の案内に従い、ダウンロードしてください。

### 2 提出方法

#### (1) 提出方法

1の(4)の申込受理通知メールに記載の URL から、次の3の提出物をアップロードしてください。

#### (2) 提出期限

令和 6 年 10 月 11 日(金) 17 時 00 分

### 3 提出物

別紙3「回答票(現行機器等を継続利用しない場合)」または

別紙4「回答票(現行機器等を継続利用する場合)」

#### 4 その他

- (1) この業務は予定であり、中止又は内容を変更することがあります。
- (2) 貸与資料の内容は検討途中のものです。
- (3) 資料作成及び提出に係る経費は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された意見等(付属資料を含む。)は、一切返却しません。
- (5) 提出された意見等(付属資料を含む。)は、本県において、調達仕様書等を検討する際の参考とするため、本県の組織内で複製及び配布するものとします。
- (6) 提出された意見等(付属資料を含む。)について、後日、ヒアリング又は追加の資料提出等をお願いする場合があります。

【連絡先】 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号  
香川県政策部デジタル戦略総室  
情報システム課 総務・基盤グループ 佐々木・林  
電 話 087-832-3141